

大津弘報

七月号 主要記事

第三回大津町議定会定例会

働く青少年の集い

助産婦さんの篤志

大津町中元大売出し

農家の皆さん 農薬バラチオン類

の危害防止萬全を期しましょう

健全財政を堅持するわが大津町

予定された事業は全部完了し

四百萬円以上の黒字で越年

固定資産税第二期分を納めましょう

定期監査を完了

畑の地力を高めるために牧草を播きましよう

優良飼料作物の紹介(スーダングラス)

家畜診療所開設のお知らせ

モデル畜舎が出来ました

畜舎の建設はこのようなに

海外移住者を募集します

牧草種子の値段が決まりました

こんどから入院者の食費も
給付の対象となります

助産費は千円から二千円に……

三十年度第一期検認を行います

松喰虫等の附着している皮付松丸太

等の移動は禁止となりました

住みよい町づくりは住民

登録の届出励行から

梅酒ぶどう酒を作る御家庭に注意

豚コレラの予防注射を励行して下さい

所得税の申告をお忘れなく……

養老院だより

安藤タマエさんの篤志

農家の皆さん P.C.P.及びP.C.P.の尿素

の除草剤は次のことを守って撒布しましょう

今年稲作からウィルス病と倒伏をなくしましょう

B・G二人の善行

職員との異動について

第三回大津町議会定例会は六月二十六日(火)午前十時より大津町議会議場に招集され開会と同時に西本議長より本会期日程を語り引続き議案を上提され提案理由の説明が細部に亘りなされ其の後各議案に対し質疑応答がくり返されたのち左記の日程に従い各常任委員会に付託され慎重審議を続行の後決定されました。

記

会期三日間

六月二十六日(火) 午前十時、本会議、場所、議場

会期決定議案の上提、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

六月二十七日(水) 委員会、午前十時、場所、役場、現地

総務委員会、関係箇所での現地調査、付託議案の審議。

経済委員会、付託議案の審議。

六月二十八日(木) 本会議、午前十時、場所、議場

一般質問、議案の審議、討論決定。

主なる議案は次の通りであります。

議案第三十三号 大津町ブルドーザ特別会計を設けることについて。

議案第三十四号 大津町ブルドーザ使用条例の制定について。

働く青少年の集い

飼犬は必ず繋いで下さい

ることを心から祈りたい。

最後に青少年少女達の希望を書きとめ、町民各位のご協力を

をお願い致したい。

1、「新聞受」を適り付けてほしい。新聞が雨に濡れた

り、下に落ちて泥に汚れることは悲しい。

2、犬は繋いでもいい度い。犬に吠えられるのはこわい

犬は必ず繋ぐように規則になっていると思う。

3、出来るだけ表札をつけてもらいたい。間違つて配達

したにがい経験がある。

(町社事務局)



六月三日室公民館で、大津町社会福祉協議会主催の下に、第二回勤労青少年慰安

激励大会が催はされた。

生憎の雨模様であつたが約

六〇名の高校生、中、小学校の

勤労青少年及び社協関係者、

者側等合せて約一〇〇名の盛であつた。

社協長の挨拶について、福祉事務所長以下の来賓祝詞

次で熊本短大中村先生より感銘深い講演をお伺いするこ

とが出来た。お昼は室町婦人会幹部及び母子会幹部の方

々の心のもつたお料理、「シルコ」、「ちんちん寿司」

に舌鼓をうつた。

午後には表彰式(前田町、目下、橋本治幸君)、懇談会

各校入歌の合唱等があり、次で映画会、勤労青少年代表

の謝辞をもつて閉会した。終始なごやかな会合で働く青

少年に充分たのしんでいたけれど、又諸先生、先輩方

のお話は少年少女達に多くの印象を与えた。私達はこ

れ等の青少年を温く見守り、心身共に健やかに成長す

◎助産婦さんの篤志

家康許画の実地指導や、春秋の乳幼児一斉健診にはかねがね地区住民のため、大変お世話になつておりますが、今回乳幼児健診時使用する高級な身長測定器が寄贈されましたので、一般町民の方にお知らせすると共に、ここに厚く御礼申し上げます。

大津町長

二〇〇円お買上毎に抽せん券 一〇〇円毎に補助券進呈

品連合会賞

クボタ耕耘機 附属品付 一台
又は同額希望商品

同 予 備 賞 三 本

幸運賞

ハマフオーム 十本
同 予 備 賞 三十本

★ 大津町大売出し抽せん券で二度抽せんのお楽しみ ★

品景商工会連合県

大津町中元大売出し

商工会賞

洋服タンス 二本
同 予 備 賞 四 本

特 賞

海水浴招待 三〇〇名様
招待日 八月二十六日

豪華二重景品付

7月26日～8月16日まで

品景商工会連合県

一、抽 せん

連合会抽せん 八月二十五日

二、当 選 発表

大津町商工会抽せん 八月十八日

一、景品引換期間

熊日紙上並に役場前
八月末日まで以後無効

一、引換場所

但し海水浴招待引換は八月二十二日まで
商工会事務所

★ 等外空くじ二十枚及十枚で粗品進呈 ★

農家の皆さん 農薬パラチオン類

の危害防止萬全を期しましょう

① 有機燐製剤使用実地指導員の皆さん共同防除をした
パラチオン剤の残品は必ず農協か農家組合の保管庫に
厳重に保管して下さい。

② パラチオン剤の保管は指定を受けた農家組合でもな
るべく農協に一括保管して下さい。個人の保管は絶対
に出来ません。若し持っていたら三年以下の懲役若し
くは五万円以下の罰金又はこれを併科されます。

③ パラチオン剤の購入、使用は個人では出来ません。
指定を受けた農家組合か農協の団体が正規の手続によ
り購入し（農協より公示を実施四日前）届出を済まし

た後指導員の実地の指導に従って共同防除をして下さ
い。

④ 散布したところには、立ち入らないようにはつきりし
た赤旗の標識をたて、一週間したら取去して下さい。

⑤ パラチオン剤を散布する時は附近の住家、通行者
学校等保育所、幼稚園にはよく連絡して危害の起らぬ
ように注意して下さい。

⑥ 大津町の危害防止期間の設定は
自 六月 十 日より 散布時期
至 七月二十五日まで

健全財政を堅持するわが大津町

予定された事業は全部完了し
四百萬円以上の黒字で越年

昭和三十六年十月から本年三月までの間における町の財政事情を報告し町民みなさまの御理解と御協力とおねがいするものであります。

本年三月末の総予算額は一般会計、上水道特別会計、国民健康保険特別会計、直營診療所特別会計を合せて二億二千十八万一千円で昭和三十五年度末予算総額と比較しますと六十一万五千円の減となつています、これは上水道関係の事業費の減に因るものであります。

一般会計のうちで直接町民みなさまの負担しておられる直接税(町民税、固定資産税、軽自動車税)は四千八百九十九万円で町税総額の八十三、五パーセントとなります。これを町内人口、二万一千八百八十五人で算出しますと一人当たり予算額で二千九百八十八円となります。

本年三月末の徴収実績は町民みなさまの御理解ある協力によりまして一般上計では九十パーセント、国民健康保険税では八十二、七パーセントを示し三十五年度の同期と比較すると一般会計で三パーセントも上まわつてい

すことは偏に納税者みなさまの御協力の賜と深く感謝するものであります。

しかも三十六年度に計画しました事業は殆んど完了し、一面消費的経費の節約減を図りました結果、四百萬円以上の黒字をもつて越年することが出来る見通してあります。云うまでもなく町財政の基盤は町税に依存することが大であつて町民みなさまの理解ある自主納税に格段の御協力をお願いするものであります。

本年度は新市町村五ヶ年計画の最終年度であり、当初計画されました事業も一部を除き二十七年に於て殆んど完了することになりました今後更に投資的経費の充実により産業経済の発展と町民の福祉増進に一層の検討を加へ合せて財政基盤の充実をはかりその健全化を一層推進する所存であります。

以町財政の現状を御覧の上、健全財政確立のため、ひいては町政発展のため一層の御理解と御協力をお願いします。

固定資産税第二期

分を納めましょう

七月は固定資産税第一期分を納める月になつています。納期日には必ず完納致しましょう。

集合徴収の日程は次の通りであります。役場より遠く離れた地区の方は進んで御利用下さい。

集合徴収日程表

内牧	7月26日	午前
外牧	7月26日	午後
錦	7月26日	
鳥子	7月26日	
坂田	7月26日	午前
林田	7月26日	
森	7月26日	午後
陣中	7月27日	
上下	7月27日	
尾野	7月27日	
高平	7月27日	
真杉	7月27日	
小中	7月27日	
久保	7月27日	
田中	7月27日	
尾中	7月27日	

定期監査を完了

地方自治法第一九九条第二項及大津町監査委員条例第三条に因り左記の通り事業並に事務の監査が行われました

記

六月十一日	厚生課関係養老院保育所
〃 十二日	経済課関係
〃 十三日	土木課
〃 十四日	〃
〃 十五日	農業委員会
〃 十五日	教育委員会
〃 十六日	国民健康保険 診療所
〃 十八日	総務課関係
〃 十九日	水道課 戸籍課
〃 二十日	出納事務関係
〃 二十一日	税務課

畑の地力を高めるために 牧草を播きましよう

地力増進には堆肥が必要ですが限度があつて水田にはま

わが畑には中々入らない。そこで多年生牧草を二、四年位輪作し牧草の根による有機質の補給を考えるべきである。根の浅いラデノクローバーについても一〇アール当り三、四〇〇キロの根があり、このほかに多量のランナーが土中に入るので牧草跡地には多量の有機質が残り地力増進に役立つことを証明しております。

いね科、まめ科牧草の混播を行つて、三年たつと土中には有機質チソ分が増加し、後作の収量が多くなることは各地で数多くの例を見て居ります。

一、侵蝕を防ぐには

侵蝕防止には根張りのよい繁茂する牧草が有利なことは多くの実験で証明済みであり等高線に畦作り又は帯状作りをしますと、二、三年の間にびつくりする程の土壌を溜めてくれます。

二、旱魃防止の飼料作り

畑地かんがいがない年々普及してまいりましたがまだまだ旱魃で苦しんでいる人もあります。飼料作で旱魃に対処するかまたは旱魃に弱い作物の畦間ヒレスペース等を間作して旱魃の害を軽減する等飼料作による旱害回避も畑作として重要なことです。

三、雑草を防ぐための飼料作り

雑草やトウモロコシはすき間の無い位よく茂るので雑草の生える余地がなくなり雑草退治に効果的です。また牧草のように頻りに刈取りのできる畑に生えた雑草は刈取回数が増えるに従つて弱つて来るものによ以上の点を参考にし適期にまき上手に栽培することにより土壌改良も出来併せて自給飼料生産を行うことを研究しましょう。

畜産係

優良飼料作物の紹介（スーダングラス）

暖地の真作はニンパク、イタリアンティグラスを始め各種飼料作物が導入された。今日冬期間の青刈飼料は充分確保出来るようになったが、夏期高温の夏枯れ時に青草の不足になやむことが多し。ここに紹介する「スーダングラス」は暑熱乾燥に極めて強く夏の暑い時期にぐんぐん生育する暖地向一年生作物です。冷涼湿地には不適であるが、寒地でも夏期高温であれば長く生育し、寒地で二、三回暖地では四、七回刈取りが出来一〇アール当

畜産係

家畜診療所開設のお知らせ

このたび大津町農業共済組合では総代会の承認を得て組合直営の家畜診療所を開設し開設にあつては国庫四拾五萬円、大津町拾五萬円の補助金交付がありますし七月

一日より事業を開始いたします。家畜診療所を組合事務所内に置き技術員を矢護川の今村千年獣医に担当していただく事になりました。皆様の家畜診療所として御引立の程おねがいします。診療所への連絡電話は大津局三〇八番へおねがいします。

大津町農業共済組合

こんどから入院者の食費も

給付の対象となります

助産費は千円から二千元に……………

国民健康保険税の第一期分は六月の納期に殆んど納入済になっていますが昨年度に比べると平均一割程度の値上りになっています。

保険税は被保険者の年間医療費総額に左右されて増減されるものですが次に本年度医療費総額の増加する理由を述べて見ましょ。

- 1、昨年七月及び十二月一四、八%の医療費値上げが平年化して一年分になる
- 2、四月より入院の際の食費も給付の対象となった(半額支給)
- 3、同一の病気が三年間の給付期間を制限撤廃した
- 4、十二月より助産費を二千元支給することにした
- 5、癌(がん)等に対する特殊な治療が行われ医療費が上った

郡内では最低の保険税です

今年の保険税は大津町に限らず全国の市町村で大市の増税が行なわれていますが大津町の保険税総額は一、三五〇万円で一世帯平均四、一〇〇円となっています。此の税額は県平均四、五〇〇円より三〇〇円低く菊池郡市では最低であり大津町と同じ位の他の市町村に比べると次の通りになります。

市町村	一世帯平均 年税額 円
熊本市	4,506
大津町	4,200
植木町	4,248
阿蘇町	5,564
御船町	4,969
益城町	4,000
矢部町	4,290
鏡町	5,638
多良木町	5,334
菊池市	5,384
泗水町	4,487

37年度第一期

検認を行います

この七月は三十七年度四、五、六、三ヶ月の保険料納入も急々終了検認時期であり又第一期の納期限でもありません。未納になっている方は是非納入して検認を受け不慮の災害に備へて下さい。

年度	診療件数	医療費総額	保険支払額	助産費	摘要
昭三五	三三九七七	三六〇一、六六九	四六		
昭三六	四〇〇五四	〇四九二、〇〇六	四二		
昭三七	四〇〇〇四	三七〇二、一七二	五八		見込額

松喰虫等の附着している皮付松丸太

等の移動は禁止となりました

熊本県告示 第三〇七号

森林病害虫等の附着した松の伐採木等の移動禁止について森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五三三)第五条第一項の規定により皮付の松材及び枝条等の移動を次の通り禁止する。

昭和三十七年六月五日

熊本県知事 寺本 広作

一、区域及び期間

イ 区域 熊本県一円

ロ 期間 自昭和三十七年六月一〇日

至 同 三十八年三月三十一日

二、森林病害虫等の種類

イ きくい虫科に属する害虫

ロ ろうむし科に属する害虫

ハ かみきりむし科に属する害虫

松喰虫等の被害木を発見した場合は県事務所大津駐在員及び森林組合或は町役場林務係へ連絡適切な処理をして下さい。

適当なる各個人の処理をされると処罰されますので御注意下さい。

住みよい町づくりは

住民登録の届出励行から

住民登録制度が実施されてから本年七月一日で満十年を迎えましたが、皆さん方の御協力によりまして、この制度も着々整備され、本来の目的を達成するため、漸く軌道に乗ってまいりました。

そこで、今一度この制度のあらましと現状についてお話を進め、皆さん方のお一層の御協力を願いたいと思います。

御承知のとおり、住民登録制度は、住所地の市町村役場に備付けてあります住民票に、世帯毎に各人を登録しそれによって住民の居住関係を公証するという役割を持っているのであります。

そして住民票に記載された事項が常に真実に合致するよう、世帯あるいはその構成員に異動を生じた場合は、その都度届出をしなければならぬ義務を皆さん方は有しているわけです。

その具体的な届出の例をこゝに掲げます、

1、他市町村から引越して来た場合

転入届 を十四日以内に役場に提出すること。

2、同一町内で引越した場合

転居届 を十四日以内に役場に提出すること

3、世帯主に異動があつた場合（世帯主の死亡や転出等）

一つの世帯を二つの世帯に分ける場合

二つの世帯を一つの世帯に合せる場合

変更届 を十四日以内に役場に提出すること

4、国外に移住する場合

国外移住届

を移住することが決定した後、従来の住所を出発する日までの間に町役場に提出すること

以上四つの場合が届出を要するわけです。

その他、死亡した場合とか、子供が生れた場合等は、皆さん方が提出された死亡届又は出生届に基いて、役場で記載しますので、別に住民登録法上の届出は要しません。

このように、いろいろの場合に応じて届出をなすよう住民登録法に規定されていますが、これがなかなか励行されていないため、住民票に登録されておらず、実際は居住してはなかったり、又逆に実際に居住しているながら住民票に記載されていないことが非常に多く、役場としまして、事務を処理していく上に支障を来しているわけでありまして。

又一方届出を怠つた場合、その旨役場から簡易裁判所に通知しなければならぬことになっており、それによつて裁判所は届出を怠つた者に対して過料を課すことになりまして、届出を怠ることのないよう充分御注意願いたいと思います。

次に住民票がどういふことに利用されているかを申し上げます、役場内においては、配給事務、印鑑証明事務、生活保護や国民健康保険等の民生事務、予防接種台帳や学令簿、課税台帳等の調整事務即ち衛生、教育、税務の各事務に至るまで広く利用され、また今度の公職選挙法の改正により選挙人名簿も住民票に基いて作成するようつとめなければならないことになりました。

また一方、一般住民の利用状況は、閲覧、謄抄本、証明等の事件数が年々増加の状況にあり、これら謄抄本の使途をみますと、運転免許申請、入学、就職、登記申請訴訟、銀行、国民年金の請求等これまで広範囲に亘つているのであります。

このように住民票が役場内においても、また一般住民においても、戸籍と同様、公正証書の原本として益々重視されてきつゝある現状でありますので、住民票の記載も真実に合致した正確なものであることが要求されるわけです。

このことは、役場で如何に努力しましても、皆さん方の協力即ち届出の励行がなかつたら、絶対に正確を期することができないのでありまして、皆さん方自身の権利を守るためにも届出を励行されるようお願いいたします。

次に、最近、運転免許試験を受験するためや、有名校に入学させるために、虚偽の届出をして名前だけ他市町村に移すことがあるようにございますが、この場合、市町村長は事実を調査して、事実どおり職権で住民票

を訂正することができますし、また事実調査の際、虚偽の申立をした者は五万円以下の罰金に処せられます。このようなことは厳に慎しまれるようお願いいたします。

ここに参考までに、昭和三十五年十月一日行われた国勢調査の人口と、住民登録人口（昭和六、三、三十一現在）を比較してみますと、

全 国	国勢調査人口	九三、四一八、五〇一人
	住民登録人口	九五、九四一、〇七二人
熊本県	国勢調査人口	一、八五六、一九二人
	住民登録人口	一、九三〇、一五六人
大津町	国勢調査人口	二二、八八五人
	住民登録人口	二二、八九五八

となり何れも住民登録人口が多くなっていますが、一方東京都を見ますと

東京都 国勢調査人口 九、六八三、八〇二人
住民登録人口 九、五二四、六九八人

となり、逆に国勢調査の人口が多くなっております。この現象は、農山村地帯から大都市に人が集まり、その集つた人達が住民登録の届出をしないため、従来の住所地市町村の住民票から抹消されないからであります。

このように、実際に居住している人口と、住民登録人口が相違しますと、市町村行政上においても、又皆さん方が利用される面においても、支障を来すばかりでなく信頼がおけないため、住民票の利用価値が半減するのであります。

以上のように考えてみますと、明るい社会住みよい町づくりは、正確な住民登録制度からと言っても過言ではなく、そのために皆さん方の御理解と届出の賜をお願ひする次第です。

梅酒ぶどう酒を作る御家庭に注意



一、家庭で作る梅酒について

皆さん、こんどの税法改正で、梅酒は自家用として家庭で作つてもよいことになりました。

しかし、これはあくまでも消費者がみずから消費するために作るものに限られ、他に販売することは許されませんので販売すると処罰されます。

家庭内で自家消費のため梅酒を作るときは、

1、課税済の酒類を使うこと（密造酒を使うと必罰されます）

2、アルコール分が二十度以上の酒類を使うこと。（二十度未満を使用すると処罰されます）

3、入れる原料は糖類と梅の実に限ります。

4、酒類と原料を混和後は、あらたにアルコール分が一度以上醗酵するような操作を行わないこと。に注意しなければなりません。

二、ぶどう酒は自家用でも処罰をうけます。

こんどの改正で自家製を認められたのは一の場合の梅酒に限るのであつて、ぶどうなどを原料として自家製の酒類を作ることとは、たとえ他に販売せずに家庭用に飲むものであつても、密造として処罰されることは従来とかわりません。

これは、ぶどうそのものが糖化作用を起こしてアルコール分が醗酵するためであつて、これに反し梅酒の場

合は、二十度以上のアルコールに梅の実を入れても、梅のエキスを分がアルコールに吸収されるだけで、アルコールの主醗酵が伴なわず、アルコール分が増加する懸念がないからです。

これから秋にかけて、ぶどうの時期に入りますので、ぶどう酒醗酵取締りを強化しますから、絶対に密造しないよう御願ひします。（大津警察署）

豚コレラの予防注射を励行して下さい

仔豚のせり市に出品する仔豚の豚コレラ予防注射については上記の通り実施されていますので希望者は早目に最寄の農協へ御申出下さい。

記

一、実施日時 毎月 九月、二十一日

（南班 午前九時より十二時まで）
（北班 午後一時より四時まで）

従来の予防注射は各家畜市場で行つていましたが生産者の要望により各農協毎に行うことになりました。なお南班は木田、瀬田、錦野、岩坂、陣内の各農協、北班は大津、平真城、護川、矢護川各農協

所得税の申告をお忘れなく……

一、申告所得税の予定申告

- 1、申告期限 七月三十一日まで
- 2、前年分の所得税額を基準とする予定納税の義務がない者で本年一月一日以後新に事業を開始し又は相続により事業を継承した者は申告とともに納税をいたしなす。

一、申告所得税の第一期分納税

納期 七月一日～七月三十一日
なお、納税をされるときは、面倒な現金郵送等をしてないで、手数料のいらない納付書によって銀行又は郵便局に納めなす。

三、手形に対する印紙税が改正

されまし
昭和三十七年四月一日より印紙税法が左記のように一部改正になりました。

記

約束手形および為替手形の税率は

改正前	改正後
記載金額	記載金額
税率	税率
一万円未満……非課税	一万円未満……非課税
一万円以下……二〇円	一万円以下……二〇円
三〇万円以下……三〇円	一〇万円以下……一〇円
五〇万円以下……五〇円	その他は改正前に同じ
一〇〇万円以下……一〇〇円	

養 老 院 だ よ り

一、菊池旅行記

「お城が見たいなあ」が実現し、あの世えの土産話をまた一つ加えた」と喜んでからもう一年「菊池の温泉にゆつくりつかりたいなあ」と老人達の夢は限りない。

五月十一日快晴やつと都合して貰った貸切りバスに乗つて一路菊池へと走り続ける車の窓に翠緑したる五月の風は快かつた。一行四十五名「限府なんか知つとるからいかん」と老人らしいガンコさ一度は断念した。三四のとしより達もいつの間にか「快哉」を叫びながら胸ふくらませて旅の妙味を満喫し、スガイドについてあつちこつちから歌のとび出す情景はながから小学生の旅行そのまゝのなごやかさだつた。

湯元温泉の玄関に車が横づけされた。さんの女中さん連に迎えられるやが然お客さま然としてオウヨウにそしてつゝまじやかに大広間に通された。

お茶は運ばれると老人にはお茶は好物、だが気の早い連中はお茶を飲む間もおしと案内された浴室に入り、うちの風呂はエーパッテン此処の湯は温度もかわらず湯がやわいなあ……と感心「気の短かいのは老人の常、今日だけは天下御免と自負してエウ／＼と何か入つたが

んを下げて来るものもあつた。湯の勞れで寐さへつている者、氣勢をあげる者、施設から解放された行楽の日を存分に生かしたい老人達の気持には何かささせられるものがあつた。

手製のすし詰や折箱がくばられ中食の宴が張られるとみんな愉快になつてつかり旅のダイゴ味にひたりきつて「ありがたいなあ」と歓声もれる。頂度さ、やかな宴のなかに山下福祉社長、永田主事さんの姿が見え沢山の御見舞品に只願はるはこぼせるばかり……旅館のお女将さんから「大津町の養老院の人たちは行義がよいから皆さん達は笑わないうになさいと女中さんに注意しましたよ」と言われ団体生活、共同生活をしているうちに自然と老人達のフレイキができあがつて来たのだと思つた。養老院は養老院なりの訓練がいつのまにか個人の気持を外形を陶冶して来たのだと思われた。

身体の弱い人達、老衰している人達には湯は御馳走だゆつくりと湯につつて一日の喜びを胸に深／＼きさんで午後四時帰院一同無事

慰問金を載いた肩忘書のかたがたの好意で一日を有意義に過すことができました。厚く御礼申し上げます。

二、日記

- 五、二九 第一寮全員定期健康診断、血圧測定
- 〃 三〇 本田誠一さん（大津町前田）週刊誌贈らる
- 〃 三一 平野昭さん（鹿本郡鹿本町来民）過去帳贈らる
- 六、一 西村ハツ、家入カワル阿名の還暦祝
- 〃 七 泗水町社会福祉協議会から見舞金贈らる
- 〃 九 佐藤シマ四九忌供養後大山住職法話
- 〃 〃 田中敏彦退院再春荘へ
- 〃 一一 南部忍さん（大津町室）煙草贈らる
- 〃 一二 第二寮全員定期健康診断、血圧測定
- 〃 一六 米村ヨシノさん（大津町室）花苗贈らる
- 〃 一八 村上金蔵、岩上眼科医院にて入院目の手術

- 〃 一六 岩本かつさん菓子贈らる
- 〃 一八 板垣妙泉さん法話
- 〃 〃 大津高校より小冊誌贈らる

安藤タマエさんの篤志

一金 老万円也

右は大津町養老院納骨堂建設資金として寄付されました

昭和三十七年六月十六日

大津町養老院

農家の皆さん

P.C.P.及びP.C.P.尿素の除草剤は 次のことを守つて撒布しましょう!!

- △ P.C.P.除草剤は、ノビエの防除に卓効があるばかりでなく、水稲生育初期の一年生雑草に対し高い除草効果がありますが、一方使用を誤ると魚貝類に対し被害がありますので、撒布については次のことに注意して撒布しましょう。
- 一、次に該当する水田では使用できません。
 - (1) 大津町役場の被害防止対策協議会が使用禁止区域に指定した地帯では使用できません。
 - (2) 使用した薬剤が河川、池、養魚池、養魚田等に突発のあるいは偶然にも流入のおそれのあるところでは使用できません。
 - (3) 畑地は注意してやつて下さい。(4)届出はいりません。
- 二、使用については必ず次の注意事項を守つて下さい。
 - (1) 使用田のあぜは高くし、排水口や漏水口を塞いで水が漏れないようにして実施しましょう。
 - (2) 使用した水田の水は、十日間は絶体に他に流さず又流れ出ぬようにしましょう。
 - (3) 大雨のため、溢水となり、被害を生じうるおそれがありますので、大雨前後の撒布はやめましょう。
- △ 尚使用についての御相談は、大津町役場、各農協、農業改良及所にお尋ね下さい。
- ◎ 畑地の除草は播種後生育本葉四、五枚までスタムを使用播種後草子全面処理でシマジン使用。
- 昭和三十七年六月二十日

大津町役場経済課

農家の皆さん

今年の稲作から ウィルス病と倒伏をなくしましょう

- 本年からは非次のことを実行しましょう。お互いめいわくの、かからぬように皆な協力して下さい。
- 集団計画栽培
- 品種や田植時期を統一して共同作業や用水管理がしやすくしましょう。
- 品種の統一は、宝の代りに 1、ホウヨク、2、アリアク、3、ヤマトミ
- 計画施肥
- 基肥主義をやめて地域別施肥基準により適期に施肥いたしましょう。
- 施肥基準は各農協にあります。
- 適期中干の励行無効分けつをなくするため、計画的に中干を励行しましょう。
- 七月中旬より二日間毎に中干
- ウィルス病の撲滅
- オウイ病とシマゲル病を媒介する
- ツマクロコバイ
ヒメトビウガイ
を共同で一斉に防除しましょう。
- マラソン粉剤二回散布
- 畦畔、堤防等も害虫の棲息場所であるから必ず防除しましょう。
- 防除時期及び薬剤は農業改良普及所又は役場防除員の指示にしたがつて実施しましょう。

大 津 町 役 場

B.G 二人の善行

大津局消印六月十二日附をもつて温かい左の手紙と共に金五百円同封の書状がよせられました。

拝啓 梅雨の候

私達二人B.G二年生です。就きましては此に少額ではございますが金五百円也御送金させていただきます。

私達一人何不自由なく今日まで買いたいのがあれば買える、又色々の面でこの上のない幸福な二人です。この世の中には親のない子供達や貧しく買いたいのものも買えぬ様な人々がたくさんおられるのを見るにつけ益々私達の幸福を痛感するしだいです。生意気者と思ひにならず少額ではございますが不幸で学用品も買えぬ子供達の為に少しでもお役に立てば何よりです。お役に立つ事を祈りお願い致します。

大津町社会福祉協議会御中

敬 具

(原文のまゝ)

このお二人の善意にこたえて、意志のように役立たせて

いただきます、心からお礼申し上げます。

昭和三十三年六月十三日 大津町社会福祉協議会

六月十五日

教育委員会 鹿子木昭子、願により職を免する

六月二十五日

幼稚園 高野雅子 保育園

保育園 大塚哲子 厚生課

厚生課 鶴田英子 保健課

新 田

昭和三十三年六月五日 町長

各課長殿

職員の異動について

総務課庶務係	高見トメ子	(総務課)
土木課	藤本正人	(土木課)
総務課	松本恵記	(土木課)
税務課課課係	山田昭義	(税務課徴収係)